

県境と大分県海域

中 林 幸 夫

（会員・佐伯市長島町）

ソ連が崩壊してロシアになっても、北方四島の返還を要求し続けなければならない。それは、昔から我が国固有の領土であるからである。

大分県南端に位置する蒲江町の漁民は、ブリ養殖の元祖との誇りを持って養殖漁業に生命を掛けている。そのため、着殖に欠かせないブリの稚魚（モジャコと呼ぶ）特別採捕の許可を県知事から受けなければならない。

許可証には、操業区域が「大分県海域」と記入されており、大分県海域以外で採れば違反となり、魚は放流させられて、その上罰金を取られる。

蒲江の漁民は、以前、日本ではモジャコを採る漁業がなかったため、モジャコの北上してくる南の種子島・屋久島付近から宮崎・高知沖の海域でモジャコ漁をしていた関係から、現在でも北上してくるモジャコを採りに南

方へ行く者がいる。しかし、最近では鹿児島・宮崎、そして高知県でもモジャコを採るようになったため、他県の船への取締りが厳しくなった。

それでは豊後水道を南にして、太平洋に向かってどこまでが大分県海域かということになり、担当の県に照会しても、県は「どこまでが大分県の海域である」と、明確な答を出さない。

現在の県境と宮崎県の県境は宇土崎となっているがこれが、いまほんの少しでも南にずれていれば、大分県の海域は相当広くなるのと思う。

地図を見ても分かるように、昔から深島が豊後佐伯領であったことからすれば、豊後・日向の国境は、宇土崎ではなく、もう少し南であつてよいのではなからうか。

この考えを基に、現在の県境に疑問を持ち、調べてみた。それによると、歴史書『佐伯志』には、斗檜崎（現宮崎県北浦町）までが豊後と書かれている。

昔から、農作物の産出できる土地については、荘園時代や太閤検地等で詳しく検索調査しているが、不毛の辺境地についてはあまり調べられていない（『佐伯志』は享和二年（一八〇二）頃、佐伯藩から幕府に提出した『郷

村仮名附帳』等を参考にしている)。

その宇土埼以南までが佐伯領であった裏付けとなるような事件が二度起こっている。

一つは、文政七年(一八二四)十二月、波当津浦と日向市振付村の漁民が、宇土埼の南ハゼガ浦で大乱闘をしたこと。

いま一つは、同じ海岸で、大正六年二月、蒲江と市振の漁民が衝突し、双方五百余人、漁船約四十隻で乱闘、佐伯・延岡から多数の警察官が出動したというもの。

この他にも、江戸時代から漁場紛争が続いていたため明治十八年に、時の内務卿・山県有朋が、「従来不明瞭の箇所、今般確定する」との裁定書を出し、現在の宇土埼を国境としている。宇土埼とすれば、それならば、それより南にある深島は?となるが、深島は大分県であるこの宇土埼とした根拠は不明瞭であり、山県有朋が宮崎県有利の裁定をした可能性がないではない。

また、江戸時代の文化七年(一八一〇)、幕府の命により伊能忠敬が九州を測量した記録の『測量日記』によると、蒲江の波当津浦和田鼻を国境としている。しかし何故か「和田鼻」の地名は、地図等にもなく、現在も不

詳である(故意に消されたのかも知れない)。

『測量日記』の和田鼻付近の測量については、文化七年四月一日・二日にわたって次のように書かれている。

深島(佐伯藩の流人島。蒲江港より九キロ沖)

四月朔日 朝大曇 風波高同所逗留、見合、両手共、六ッ(六時)後立、蒲江浦、葛原浦字貝ヶ谷

より初め、蒲江波当津浦を経て、同浦字和田鼻まで測る、一里〇七丁二間(四六九四、四六メートル)

それより蒲江、森崎浦字鵜糞鼻より初め、名護屋崎出前まで測、一十一丁五十三間(一三九一、五八メートル)

外に岬前後見切(表現?)五六丁、三分、蒲江浦、深島一周、一里一十一丁三十四間二尺(五

二五〇、五七メートル)横切三十六間、この島は佐伯領の流人嶋にて田畑も少しあり、小屋一軒建置、

当時流人三頭ありと云ふ

両手共八ッ半(三時)頃に帰宿、ほどなく雨降出佐伯浦支配役、浅沢弘右衛門、地方役出代官天谷甚左衛門見舞に出る、明二日出立に乗船前へ出る

同日 朝小雨、六ッ後止み、次第に晴、然し波浪荒高、測量成り難しと云ふに付て見合、四ッ後(十

時以後) 蒲江泊浦出立、後手我ら・下河辺・青木・上田・平助、蒲江波当津浦字和田鼻より(ここは豊後国、日向国界、すなはち佐伯領、延岡領界) 初め波浪荒に付山上を測り、延岡領、日向国臼杵郡古江村飛地字茶切浜にて、先手へ合測、一里〇二丁一二間(四一六七、二四メートル)、先手ら延岡領、同国同郡市振村枝直海浦より初め、逆測、古江村飛地字茶切浜にて後手と合測

佐伯領人足、助合来て送別、大島仲右衛門、李野善五郎、御手洗嘉蔵、船頭中谷作太夫、林甚五郎、伊藤直蔵、浦々庄屋、鐘持弥平、床机持兵吉、両手共暮に延岡領、宮野浦へ着、止宿、本陣庄屋伊平、脇宿百姓忠五郎

宮ノ浦(延岡領。現宮崎県東臼杵郡北浦村)
佐伯用達塩飽屋(姓は東) 弥惣兵衛・名古屋(姓は今泉) 善左衛門・加嶋屋(姓は東) 平兵衛、止宿まで送り来り帰る、塩飽屋は延岡郡方地方役願に付残る、郡奉行添役吉田律右衛門、地方支配役猪狩庄左衛門出迎、この夜、大曇天
この測量には、測量隊十三名の他に佐伯・延岡双方の

藩士や、近辺の庄屋・船頭・住民等が多数参加しているから、和田鼻が存在し、これが国境であったことは明白である。

偉大な伊能忠敬の測量を云々することは許されないかも知れないが、『測量日記』を読むと、多くの疑問が見受けられる。順を追って疑問点を挙げてみよう。

1 『測量日記』には、何尺何寸までの記録があるが、山険しく、歩くことすら出来ない海岸を本当に測量したのか。また、記録にも「荒天で測量成り難し」と書きながら、あたかも測量したかのように距離を出している。

2 当日は、「朝小雨、次第に晴、然し波浪荒高、測量なり難し」とあることから考えると、蒲江から止宿の宮野浦(北浦町)まで小船での航海すら困難を極めたと想像される。太平洋の波浪を考えると、岸からの返し波等から小船では陸岸接近すら困難で、正確な測量をせず記録したとも思える。

3 「山上を測る」との項も、山の頂上を測ったのか、断崖絶壁になっている所を実測したのか不明(伊能は

歩幅を二尺三寸（七〇センチ）、一丁を百五十八歩で計算したとの伝もある）。

今日でも現地に行ってみると、この海岸線は常に波浪高く、測量は容易ではない。そして、岩礁が多い海岸線の干満線のどちらを測量したのか記録もない。干潮時には多くの岩が露出するので距離は相当長くなる。ケモノ道すらない沿岸の絶壁上を短日時で駆足のよくな速さで測量しているが、巡察と伝聞資料ではなかったのだろうか。

以上の疑問点等は別にして、和田鼻を考えると、宇土埼と斗栴埼の間に鼻が二つあるが、現在の地図にも呼び名がつけられていない。これは、和田鼻を隠す故意的なものではなからうか。

それと、山県裁定が宮崎県有利と考えられるのは、明治廃藩置県の過程の経過を見ると、日向国延岡藩は

| | | |
|----|-----|------|
| 明治 | 二年 | 延岡県 |
| 同 | 四年 | 美々津県 |
| 同 | 六年 | 宮崎県 |
| 同 | 九年 | 鹿児島県 |
| 同 | 十六年 | 宮崎県 |

へと統合が行われており、山県裁定の出た明治十八年を思うと、裁定資料の作成されたのは鹿児島県時代で、明治政府の状況と山県内務卿を考えると、大分より宮崎有利の裁定が出てもおかしくない。

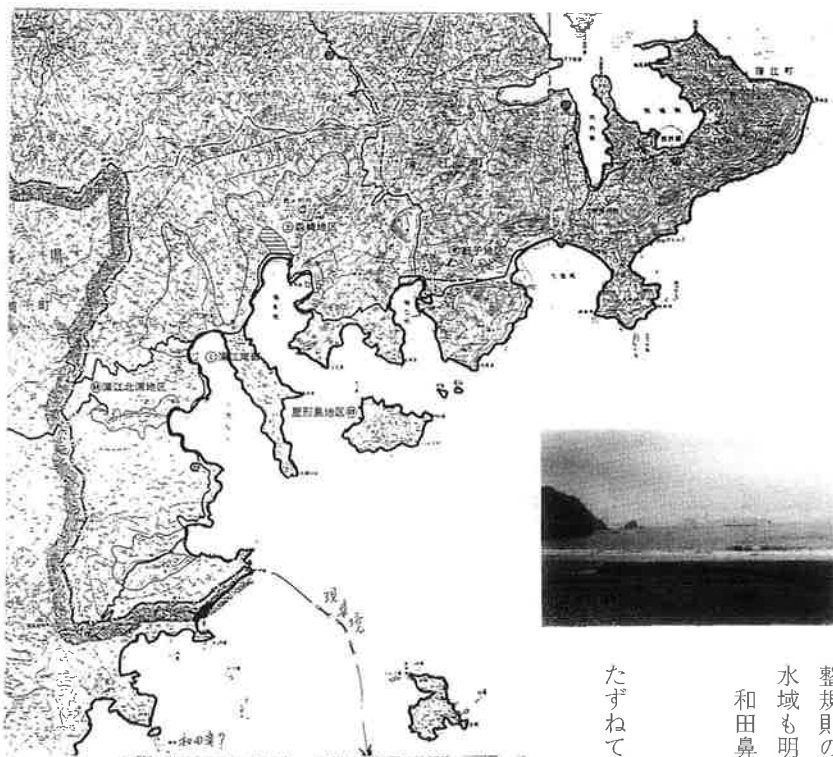
昔、秀吉・家康の時代は、功勞のあつた家臣に国分けをしたとき、地図の上に筆で線引きをして直線感覚で領土を与えている。

現在、国道三八八号線を通つて蒲江から北浦に行くとかつて線引きすると横島のある鼻ぐらゐが境と海に向か、何故か海岸から数十メートル上の所から急に宇土埼に県境が曲がっている不自然さがある。

宇土埼が和田鼻との考えもあるが、伊能の日記には、小屋〇軒までの記入があることから、宇土埼を和田鼻とすれば、顕著な宇土埼の洞門のことを記したと思える。もし、宇土埼の南に国境があつたとすれば、大分県海域は現在のものよりはるかに広くなる。

蒲江の漁民よ、古来からの固有の領土を主張してもおかしくはないかもしれない。

国際的にも漁業水域が拡大される時代である。漁業調



整規則のように県別の取締法が実在する限り、県の漁業水域も明確にされなければならない。

和田鼻には歴史と法の面白さがある。和田鼻はどこか

たずねても和田の岬を人知らず 沖の深島夏の波寄す

